恵庭市告示第119号
令和５年10月５日

公売公告兼見積価額の公告（公告第　２　回）

恵庭市長　原　田　裕

下記により差押財産の公売をいたします。

国税徴収法第９５条及び第９９条の規定により公告します。

公売財産 公売保証金	売却区分	公売財産 名称・性質・所在・賃借権又は地上権の内容その他	数量	公売保証金	見積価額 （最低公売価格）	その他
	5-1～5-2	（動産）	別紙財産目録のとおり			

公売方法	せり売り
公売参加申込期間	令和5年10月6日（金）　午後1時　から令和5年10月24日（火）　午後11時まで
入札期間	令和5年10月30日（月）　午後1時　から令和5年11月1日（水）　午後11時まで
公売場所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上
売却決定期日及び場所	日時　令和5年11月2日（木）　午前10時　　場所 恵庭市総務部債権管理課
買受代金納付期限	令和5年11月9日（木） （但し，国税徴収法第１０５条第１項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く）
買受人についての資格 その他の要件	国税徴収法第92条の規定に該当する者，及び同法第108条第１項の規定に該当する者は，公売財産を買い受けること及びせり売に参加することはできません。

１．この公売公告に違反した者，また国税徴収法第92条の規定に該当する者，及び同法第108条第１項の規定に該当する者は，公売財産を買い受けること及びせり売に参加することはできません。
２．公売財産のせり売にかかる買受の申込をしようとする者は（以下「入札者等」という。），公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。
３．公売保証金の納付は，入札者等（入札者等が法人の場合は当該法人代表者）名義のクレジットカード（アメリカンエクスプレスカード及びその他一部のカードを除く），指定する口座への振込，現金書留による送付（公売保証金が５０万円以下の場合に限る），郵便振替（窓口の日から起算し，１７５日を経過していないもの）の送付，又は現金（札幌手形交換所管内の銀行が振出した小切手を含む。但し，振出の日から起算して８日を経過していないもの）に限ります。
４．公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は，その納付後でなければ参加できません。
５．せり売にかかる買受の申込は，せり売期間中であれば何度でもできます。一度行ったせり売にかかる買受の申込は，変更又は取消しはできません。
６．見積価額以上の入札者等のうち，最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し売却決定を行います。尚，最高価申込者決定時においては，KSI官公庁オークションのログインIDに紐づく会員識別番号を最高価申込者氏名と看做します。
７．公売財産に係る市税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき，又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。
８．公売財産の取得時期は，買受代金の納付があったときです。尚，許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。又，引渡しを行う財産の引渡しは，買受代金納付時点の現況有姿により行います。
９．市は，公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
１０．公売財産の権利移転について登記（登録）を要するものについては，登録免許税額に相当する印紙又は領収証書（登録免許税法第23条）若しくは自動車検査登録印紙等を指定された期日までに完了してください。又，買受人が権利移転の手続きを行う必要のあるもの及び関係機関の許可・承認を受ける必要があるものも指定期日までに完了してください。指定期日とは，買受代金の納付期限と同日となります。
１１．公売財産が滞納者等に保管されているときは，恵庭市が買受人に交付する売却決定通知書に提示し，保管人から財産を受取ってください。この場合，上記売却決定通知書の交付により，恵庭市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになります。尚，代金納付後，直ちに公売財産を引上げない場合は，保管人より保管料の支払を求められることがあります。又，執行機関が公売財産を占有し，代金納付後も直ちに公売財産を引上げない場合についても保管料を求めることがありますので，直ちに公売財産を引上げない場合については，必ず「保管依頼書」の提出が必要です。
１２．買受人が自ら登録を行う財産（道路加入権など）の場合は，売却決定後，速やかに登録等の手続きを行ってください。尚，公売財産が質権付債権加入権である場合は，その質権の抹消登録請求も併せて行ってください。
１３．上記の１０については，別途交付する「所有権移転登記請求書」又は「所有権移転登録請求書」と共に指定期日に間に合うように提出してください。
１４．その他，本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
１５．公売公告の内容は，恵庭市総務部債権管理課で閲覧することができます。
１６．公売財産が自動車の場合，買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所が，北海道運輸局札幌支局ほか道内自動車検査登録事務所以外の場合，所有権の移転登録及び抵当権登録の抹消登録は郵送によって行います。
１７．紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。
１８．入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られもしくは不正に使用される等により損害を受けた場合，執行機関は何ら補償しません。
１９．公売参加申込期間及び入札期間には，紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を含みません。

配当を受ける者の権利の申し出

この公売財産の換価代金について配当を受けることが出来る質権，抵当権，先取特権又は留置権等の権利を有する者は，売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により，その内容を恵庭市総務部債権管理課に申し出てください。尚，債権現在額申立書の用紙は，恵庭市総務部債権管理課に用意してあります。

恵庭市